

地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書

高齢化の進展やインターネットの普及など、社会情勢を背景として消費者問題が複雑化・多様化する中、消費者の安全・安心の確保は重要な課題である。

この間、地方自治体の消費者行政の取組は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきた。しかし、この交付金措置が 2017 年度で一区切りを迎え、その活用期限が段階的に到来する中、地方自治体における消費者行政の取組の後退が懸念されている。今年度の地方消費者行政強化交付金の当初予算 24 億円は 2014～2017 年度の年間の交付金予算合計額の 5～6 割以下の水準にとどまっている。

地方自治体が行う行政処分や国への重大事故情報の提供などは、その地域における消費者被害の防止や悪質事業者対策のみならず、我が国全体の利益に資するものであることを踏まえると、国は、地方自治体に自主的な財源確保を求めるだけでなく、財政支援を行う必要がある。

加えて、成人年齢引き下げにも対応した若い世代への消費者教育の展開や、高齢者等の消費者被害を防止するための消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、新たな課題に対応する必要性が強まっているが、地方自治体では消費者行政を担当する職員はほとんど増えていない。消費者の安全・安心な暮らしを確保するためには、人員の確保や資質の向上等の体制強化が重要である。

よって、国においては、下記事項について特段の措置を講じられることを強く求める。

記

1. 現行の消費者行政強化交付金を継続・拡充し、2019 年度以降については、少なくとも 2017 年度の年間予算合計額以上の水準で確保すること。
2. 地方自治体における消費生活相談員等の専門人材や消費者行政を担当する職員を確保するための支援を行うとともに、その資質の向上のための研修を向上させるなど、体制強化に向けた施策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 28 日

大阪府和泉市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣官房長官 殿